

特定非営利活動法人日本小児循環器学会医療安全委員会規則

(委員会の設置)

第1条 定款施行細則第11条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会(以下「本会」と呼ぶ)の運営のため、本会医療安全委員会(以下「医療安全委員会」と呼ぶ)を置く。

(目的)

第2条 医療安全委員会は小児循環器領域における適切な医療安全管理を推進し、本会会員の医療安全管理に関する業務を所管し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

(構成と定員)

第3条 医療安全委員会の構成は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員からなる

2. 医療安全委員会の定員は10名程度とし、そのうち1名の副委員長を置く。
3. 医療安全委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. 医療安全委員会は、必要に応じて小委員会を設置し、担当委員を置くことができる。
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。

(選任方法)

第5条 委員は評議員のうちから理事会において選任する。

2. 委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 副委員長は委員の互選によって定める。

(解任)

第6条 委員の解任は理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第7条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第8条 医療安全委員会は第2条の目的を達成するため、理事会の諮問に応じ、次の業務を行う。

- (1) 小児循環器領域および会員の医療安全に関する事項
- (2) 安全な医療を提供するための情報収集および調査
- (3) 医療安全に係る知識および技能に関する教育
- (4) 医療事故調査に係る事項
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な業務

(運営)

第9条 医療安全委員会は医療安全委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 医療安全委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 医療安全委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、委員の2分の1以上の同意を得た場合に限り、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
5. 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第10条 医療安全委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

(改正)

第11条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、医療安全委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成 27 年 9 月 27 日から施行する。

付則

(施行期日) この規約の改正は、平成 28 年 1 月 11 日から施行する。